

## 個人市府民税の 申告はお早めに

個人市府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月15日(火)までです。

平成28年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合は、個人住民税の申告は必要ありません。年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

また、平成27年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険料、保育・幼稚園利用料算定などの手続きが必要な場合には、個人住民税の申告書を提出してください。

### 申告期間・会場

個人住民税の申告の受付を次のとおり行います。郵送でも申告できますので、申告書に必要事項を記入の上、収入

および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税係へ送付してください。

時  
▽2月16日(火)～3月15日(火)午前9時30分～午後5時

▽期間中の月曜日(2月22日・29日、3月7日・14日)は午前9時30分～午後4時  
備土・日を除く。

場中央公民館4階

注 申告会場受付終了から午後5時30分までは、課税課市民税係で受け付けします。また、臨時・休日受付も行いますので、利用してください。  
以下表。

### 申告に必要なもの

- ▽印かん
- ▽個人住民税の申告書
- ▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や収入内訳書など)
- ▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や生命保険料などの控除証明書、医療費の明細・領収書など)

注 昨年個人住民税の申告をしている人に、申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人

は、課税課市民税係へ連絡してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、税務署のみでの受け付けとなり、市役所では受け付けできません。

問 課税課・市民税係(〒570-8666 京阪本通2-2-5)

TEL 06・6992・1456

日程	場所	受付時間
2月2日(火)	東部公民館	9:30～14:00
3日(水)		9:30～12:00
4日(木)	庭窪公民館	9:30～14:00
5日(金)	南部公民館	9:30～12:00
20日(土)	中央公民館	10:00～15:00
3月13日(日)		



## 国税庁ホームページで 申告書が作成可能

国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」で、申告書が作成可能です。

所得税の確定申告書作成コーナーに、給与所得者または公的年金所得者向けの申告書作成画面を新設しました。初めてでも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひ利用してください。

作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できます。

## 確定申告関係諸用紙の 入手方法



国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報のほか、申告書用紙、青色決算書、収支内訳書などの各種様式・手引書などを掲載していますので、必要に応じてダウンロードできます。

HP <http://www.nta.go.jp/>

問 門真税務署管理運営部門 TEL 06-6909-0181



また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出可能です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。  
HP <http://www.nta.go.jp/>  
問 門真税務署管理運営部門  
TEL 06・6909・0181



TEL 06・6992・1456  
問 課税課・市民税係

TEL 06・6909・0181  
問 門真税務署管理運営部門

HP <http://www.nta.go.jp/>

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
HP <http://www.nta.go.jp/>

なお、法定調査合計表などはe-Taxを利用して提出可能です。

給与支払報告書以外に所得税法で提出が義務付けられている「給与所得の源泉徴収票」など各種法定調査および支払調査合計表についても、提出期限は2月1日(月)です。

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は2月1日(月)です。まだ提出していない事業所は、至急、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。

給与支払報告書などの提出はお済みですか

署外申告会場

会場	開催日程 【土・日・祝日などを除く※】	相談時間
守口門真商工会館	2月3日(水)～3月15日(火)	9:00～17:00 混雑状況により、16:00ごろに受付を終了する場合があります。

※閉庁日対応により、2月21日(日)・28日(日)は開催予定です。  
備 開催日程の期間中、税務署庁舎内に申告相談会場はありません。贈与税の申告相談についても、署外申告会場(守口門真商工会館)で対応しています。

TEL 06・6909・0181  
問 門真税務署管理運営部門

HP <http://www.nta.go.jp/>

平成27年分の個人事業者の消費税および地方消費税の相談および申告書の受付は、3月31日(木)までです。

復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(火)～3月15日(火)です。

確定申告はお早め！

税務署からのお知らせ

還付申告センター

会場	開催日程 【土・日・祝日を除く※】	相談時間
J R北新地駅前会場 (大阪駅前第2・第3ビル間地下歩道)	2月2日(火)～15日(月)	9:30～16:00

※閉庁日対応により、2月21日(日)・28日(日)は開催予定です。

還付申告特設会場

会場	開催日程(2月)	相談時間
大東市立市民会館 (2階ホール1・2)	3日(水)～5日(金)	9:30～11:30 13:00～15:00
四條畷市民総合センター (1階展示ホール)	9日(火)・10日(水)	

備 譲渡所得(株式・不動産など)に関する相談は行っていません。申告書の提出のみの人は、税務署に郵送などで提出してください。

納税には便利な口座振替を



個人市府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税には、便利な口座振替をぜひ利用してください。

なお、平成28年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(木)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

すでに利用している人は、自動継続されます。

問 納税課 TEL 06-6992-1851

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

夜間 2月25日(木) 19:30 まで  
休日 2月28日(日) 10:00～15:00

場 納税課(市役所1号別館2階)

TEL 06-6992-1852～1854



注 来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関側)を利用してください。

車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。